

# 平成24年第1回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成24年1月27日（金曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	中村庄一郎君	副委員長	尾崎利一君
委員	実川圭子君	委員	和地仁美君
委員	関田正民君	委員	東口正美君
委員	中間建二君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（3名）

議長	尾崎信夫君	8番	二宮由子君
19番	御殿谷一彦君		

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	新井利恵君

## 出席説明員（6名）

教育長	小島昇公君	子ども生活部長	阿部晴彦君
福祉部長	吉沢寿子君	建設環境部参事	乙幡修爾君
障害福祉課長	小川則之君	給食課長	梶川義夫君

## 会議に付した案件

- (1) 23第10号陳情 放射能汚染から子どもの体内被ばくを守る陳情
- (2) 23第9号陳情 (仮称) 障害者総合福祉法制定に対する国への意見書提出を求める陳情

午前 9時58分 開議

○委員長（中村庄一郎君） ただいまから平成24年第1回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 23第10号陳情 放射能汚染から子どもの体内被ばくを守る陳情、本件を議題に供します。

初めに前回の委員会で要求いたしました資料が提出されておりますので、その説明を求めます。

○教育長（小島昇公君） おはようございます。それでは早速ではございますが、本日の資料でございます東大和市学校給食用物資規格基準について御説明をさせていただきたいと存じます。

この物資規格基準につきましては3冊からなっております。14ページからなります「一般用」。5ページからなる「青果用」。3ページからなる「学校給食用物資添加物規制」でございます。この基準につきましては様式は各種若干異なりますが、ほとんどの市で同様のものを作成しているという状況でございます。

特に策定をするという義務はございませんが、当市といたしましても食材の納入に関し、安全でよりよい食品を確保するという観点から定めたものでございます。

2年に1回、食材業者登録を更新するということにお示しをしているというものでございます。

24年の4月1日が更新日に当たりますので、「一般用」及び「学校給食用」のですね、添加物規制についてはここで見直しを行いました。お手元にお配りさせていただきました「一般用」の3ページを恐縮ですが、お開き願いたいと存じます。

今回、「1. はじめに」の文章の上から3行目でございますが、国が示している放射能汚染に係る飲食物摂取制限に関する指標（いわゆる暫定規制値）を含めまして納入業者への注意喚起として、新たに「食品衛生法等の諸規制」という文言を追加させていただきました。陳情趣旨4のですね、この基準の中に放射性物質の汚染食品基準の位置づけをという部分につきましては、こちらの「食品衛生法等の諸規制」という文言で追加することによりまして、対応を図ったというところでございます。

非常に雑駁でございますが、本日お配りさせていただきました基準の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 説明が終わりました。

それでは前回の審査に引き続き、直ちに質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 今御説明いただきました学校給食用物資規格基準ですけれども、この陳情に出されているこのような食品に対する不安というのは、各地で出されているのではないかと思います。これに対応して学校給食用物資規格基準における対応を行った自治体もあると思うんですが、それらの自治体においても同様にこういう形での対応になっているのかどうか、そこら辺を伺いたいと思います。

○教育長（小島昇公君） 他市の状況でございますが、基準にですね、何らかの形で位置づけをするという対応を今現在でございますけれども、行っている市が、私どものほかに4市ほどあるというふうに聞いてございます。内容といたしましては、若干温度差はございますけれども、深く読むと入っているという市を含めて、4市ぐらいが対応しているという状況だというふうに認識してございます。あと全然位置づけのない市が21市ほどあるという状況だと思っております。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（実川圭子君） 今の追加項目のところで確認なんですけれども、その四角の枠というか、国が示している放射能汚染に係る何たらというところを追加しましたというこの吹き出しというか、この部分はそのまま残る形で配布されるのでしょうか。

○教育長（小島昇公君） 今回の資料用にその吹き出しは添付させていただきましたので、実際にお配りするものについては、この吹き出しの部分はございません。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） やはりこれがないと何を指しているのかというのがあいまいになってしまうと私は思います。それで今回4月からということで、急ぎだということでこのような形になったと思いますけれども、できたら次回の改定ときには、そのページの「Ⅱ. 食品添加物について」のような項目で、放射能汚染に関することということで項目をつくって、食品衛生法などの規制に注意していくというような項目を追加していく形がとれるかどうかをお伺いしたいんですけれども。

○教育長（小島昇公君） 今お話のございました部分につきましては、4月1日からということで、既にお配りをさせていただいております。ですから今回につきましては食品衛生法等の諸規制という中に、そういう放射能の関係も取り組んでおりますというところで対応させていただきましたけれども、次回以降につきましては、その時点でまた新たなどというものがあるかわかりませんから、その時点でそういうこともですね、なるべくわかりやすくというところで、引き続き検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） この陳情の中の3番の食品放射能測定器（シンチレーションカウンター）について、前回1月に国の貸与の抽せんというか、結果がわかるという話があったと思うんですが、今の状況について御説明いただきたいと思います。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） これは消費者庁が国民生活センターを通じて行っている事業ということで説明させていただいたものでございます。

現在はですね、第3次の配分というような内容で今月末が期限という形になってございまして、現在のところ、その期限後の話につきましてはまだ連絡は来てございません。そういった中では今現在申請台数合計で243台が全国でございまして、そのうち74台が既に貸与しているという状況でございます。なお残りにつきましては、第3次配分においては100台以上確保できるようにという内容で消費者庁のほうからは連絡が来てございます。またその後につきましても、第4次配分などにより可能な限り、自治体の要望にこたえていく方針というふうに聞いてございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今御説明ありました第4次配分というのはいつ行われるんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） この事業につきましては、平成23年度事業という形で聞いてございます。そういった中で第3次配分が今月末の終了という内容の中で、第4次につきましては、年度内で対応していただけるというふうには考えてございます。

○委員（和地仁美君） 第4次については対応してもらえると、考えているということなのでそれは当市の考えだと思うんですが、年度内に対応を考えているということなんだと思うんですけれども、その国の貸与の申し込みをしていくということは引き続きやっていくのかなとは思いますが、当市としての当市独自のというか、方向性とか、何か今後の方針など決まっていたら教えてください。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 現状として我々その食品も含め、空間線量、そういったものも必要要件という形になってございますので、今公共施設等だけに限定した測定を行っておるところでございますけれども、今後につきましてはですね、測定機器をふやすというような内容で民間の部分におきましても、対応できるようには配慮したいというふうには考えてございます。

○委員長（中村庄一郎君） ほかにございませんか。

○委員（実川圭子君） 食品の放射能測定器についてなんですけれども、貸与を待つということなんですけど、もう一つ地方消費者行政活性化基金を使って、この機器を購入している自治体があるということなんですけども、そのあたりについては市のお考えはどのようになっていますでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） その補助につきましても消費者庁が所管しているというふうには聞いてございます。それで国立市がそれを使って1台購入したという話も聞いてございます。私どものほうは、そういったものも並行して考えざる……ところなんですけれど、現在は同様に消費者庁のほうから、まずは貸与のほうの話がございましたので、そちらのほうで今対応しているというところが現状というところでございます。

○委員（中間建二君） 私は前回の質疑の中で陳情趣旨の4番のところ、この陳情者が申し出ている趣旨に沿って、東大和市としてどのように取り組まれていくのかという中で、この学校給食用物資規格基準を確認する必要があるということで申し上げました。おおむねこの陳情者の趣旨に沿った形の中で、市としても御努力されているということが確認できましたし、また他の項目につきましてもこれまでの質疑の中で、東大和市として消費者、また子供たち、市民の不安を解消するための放射能対策についての取り組みを進めていくという方向性も確認できましたので、この陳情については採択をしていただきたく、またそのような方向でまとめてぜひいただきたいと感じております。

以上です。

○委員長（中村庄一郎君） ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

23第10号陳情 放射能汚染から子どもの体内被ばくを守る陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって本件を採択と決します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、23第9号陳情（仮称）障害者総合福祉法制定に対する国への意見書提出を求める陳情、本件を議題に供します。

初めに前回の委員会で要求いたしました資料が提出されておりますので、その説明を求めます。

○福祉部長（吉沢寿子君） それではお配りいたしました資料でございます、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」につきまして、概要を御説明させていただきます。

この資料につきましては目次のところに、「障害者総合福祉法の骨格提言」ということで10の項目が記載されております。この中で主なものでございます、ポイントでございますけれども、法の理念や目的というようなところでございますが、こちらにつきましてはこれまでのですね、障害者の方については保護の対象としているものから、いわゆる権利の主体とするというようなことでの法の理念や目的などが記載をされております。また地域で自立した生活を営む基本的権利の確認などについてもこちらのほうに記載をされているところでございます。

次にサービスの利用者の範囲といたしましては、この資料の19ページから20ページになりますけれども、これまではですね、いわゆる身体障害者手帳や愛の手帳といった手帳のお持ちの方だけが利用者の範囲ということになっておりましたが、こちらは生活に支援を要する障害者ということで範囲を広げたということがございます。また21ページ以降は、支援の決定の仕組みというようなことが記載をされております。また27ページ以降は、詳細な部分ということで実際の生活実態に即した、全国共通で提供される支援についての詳細がこちらのほうに記載をされています。この中では特にですね、これから障害者の就労支援などにつきましても詳細な形で記載をされております。

それからページが飛びますけれども49ページ以降でございますが、地域で生活するに当たって、これから国のほうで定められる予定ということで、こちらに骨格提言の中に記載されていますが、「地域基盤整備10カ年戦略」（仮称）というものが法定化されることで、市町村等は障害福祉計画等において数値目標を設定するというようなことで提言がされております。また55ページから56ページにかけましては、利用者負担ということでこれまでの応益負担につきましては廃止をするということと、障害に伴う必要な支援は原則的には無償とするけれども、高額な収入がある障害のある方については、応益負担を求めるというようなことが提言の中に盛り込まれております。

それからその中で特に記載をされているのは89ページですね、ちょっと飛ばしていただきますけれども、障害者福祉予算の拡充ということでございますけれども、こちらの中に、大枠的な形で医療や年金、福祉等を含めた社会保障全般の中での予算配分を強化すると、してほしいというようなことが提言の中で盛り込まれているというような状況でございます。

ポイント、概要の簡単な説明でございますが、この資料につきましては以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 説明が終わりました。

それでは前回の審査に引き続き、直ちに質疑を行います。

○委員（中間建二君） 前回資料要求いたしまして、今御説明いただいた資料を改めて拝見させていただきまして、ボリュームのある資料なんですけれども、大枠理解をさせていただいたところでございます。

また昨日この骨格提言を政府のほうでまとめる、事務局の責任者に当たる方だろうと思っておりますけれども、そ

のような講演も伺う機会がありまして、この骨格提言というものの位置づけや、またその中で示されている考え方について理解をし、おおむね評価をしているところでございます。

その上で、市のほうとして1点確認させていただきたいのが、前回市側から提出していただいた、この障害者総合福祉法制定をめぐる経緯と今後の見通しということで、一連のこれまでの経緯の流れが示されております。その中で改正障害者自立支援法の施行ということで22年12月に行われたということでございますが、本格施行は23年10月、また本年4月ということで上がっておりますけれども、この改正障害者自立支援法に伴います、当市の対応の状況をですね、この23年10月と24年4月、ことしの4月からの状況がどういうふうになっていくのか、この点について確認させていただきたいのと、あと1点きのうも、シンポジウムでもお話がありました。改正障害者基本法についての当市の認識について確認をさせていただきたいと思っております。

**○障害福祉課長（小川則之君）** ただいまの御質問についてですけれども、平成23年10月と平成24年4月の障害者自立支援法改正に関してですけれども、10月改正については大きくは2つの改正がありました。1つはこれまで視覚障害者の方の移動支援について、地域生活支援事業という市町村事業で行っていたものを同行援護ということで、自立支援給付の事業で行うということの改正が一つと、それからグループホームのですね、家賃助成について1万円分を国費で補助するというような改正です。これらについては従前から地域生活支援事業ないしは東京都単独補助で行っておりましたので、予算的には大きな影響はなかったということです。逆に国の負担が明確にされたということで、市の負担が若干軽減されるということにつながるかと思っております。

それから4月の改正ですけれども、こちらのほうは大きく2つあります。1つは相談支援事業の強化、もう1つは児童障害児の支援の強化です。これのうち相談支援事業の強化については、24年度から26年度の3カ年をかけてですね、今障害福祉サービスの利用者というのは420人くらいおりますけれども、それらの方すべてについて介護保険におけるケアプランと同様のサービス利用計画を策定するということを義務づけるというものです。

こちらについては3カ年ということですので、市内の事業所の整備の状況を見ながら、市としても対応していくというふうに考えてます。それからもう1つの障害児の支援ですけれども、こちらのほうは一番大きいのはですね、東京都で従前支弁をしまして、重症心身障害児等の障害児施設に入所、通所されている方について、その方のうち成人の方ですね、その方について市町村が実施主体になるということになりますので、そうしますと市のほうに4分の1の負担が発生するということになります。それに伴いまして24年度予算では歳出ベースですけれども、およそ1億円程度の歳出増が見込まれるということになります。市の負担としてはその4分の1部分となります。

支援法改正については以上です。

**○福祉部長（吉沢寿子君）** 昨年の7月に成立した改正障害者基本法の関係で、市の考え方というような御質疑でございますけれども、改正障害者基本法の中で、新たに目的として盛り込まれたものとしては基本的人権を障害者の人もですね、有するということが個人として尊重されるというような、人権の規定がきちんと盛り込まれたというようなことでございます。

こういったことを踏まえまして、現在策定をしております来年度の平成24年度から26年度の3カ年の計画でございます。市の第2次障害者計画、それから第3期の障害福祉計画の中におきましてその計画の理念というところですね、今考えているところでは改正障害者基本法のその目的をやはりそれを私どもも尊重してですね、障害者のある人が個人として人権が尊重され自立して生きていけるまちを市としては実現したいというよ

うな形の計画の理念として考えていきたいというようなことで、今考えているところでございます。

改正障害者基本法の部分での影響というのはそういったところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今御答弁いただいた部分とあわせまして、私自身のこの陳情に対する考え方なんですけれども、陳情者の趣旨としてこの障害者制度改革推進会議総合福祉部会がまとめた骨格提言を政府として最大限に尊重し、十分に反映させることということが一番大きな趣旨として理解をしております。またそれに対して議会として意見書を上げてもらいたいということでございますので、この資料に基づく骨格提言の考え方やまた方向性について、さまざまな課題を乗り越えた中での一つの方向性として、尊重されるべき内容であるということを理解いたしましたので、この陳情そのものに対しては、採択もしくは趣旨採択で取りまとめをするべきであるということを感じております。

その上で私の意見として申し上げたいことが3点ありまして、今御答弁いただいた内容等も踏まえまして、この障害者施策の実施主体は地方自治体が担っていくわけですので、この改正障害者自立支援法の施行についても、本年4月以降の実施に伴うものも多くあるわけでございます。そういった意味では、この総合福祉法の制定に当たっても、この改正障害者自立支援法の施行の状況だとか、それからやはり何といたってもそのサービスを担っていくのは地方自治体でありますので、地方自治体の考え、また要望等を十分に勘案しつつ、この法制定に向けての検討をしていくべきであろうということが1つございます。

それから2つ目に前回は申し上げましたけれども、この骨格提言の中でも触れられていますように、この大きな理想、理念を実現するためには、財源を抜きにしてはとても語れないわけで、そのことはこの骨格提言の中でも88ページで述べられておりますけれども、現在の日本の障害者福祉に関する予算水準ということでOECD諸国比較の中で、日本は0.198%、1兆1,138億円相当ということで数字が出ておりますが、これをこのOECD諸国平均並みにする0.39%に持っていくためには1兆857億円の増額が必要であると、具体的な数字が上がっている、まあ倍になる——またそれを10位以内の水準、0.520%まで持っていくには2兆9,251億円ということで莫大な財源費用がかかるということを骨格提言の中でも述べられている。また前回のときに引用させていただいた駒村教授の考え方等も踏まえまして、それはもうすなわち国民負担、広く税負担を求めていく、国民お一人お一人に負担していただかなければ、これだけのその障害者施策の拡充、またこの総合福祉法の考え方を実現していくためには、それだけの財政負担が伴うということも広く国民に理解していただかなければ、実現できないということをおっしゃっておりますので、意見書の中にこの財源的な考え方、フレーム等についても十分に国民に情報を開示し、また国民負担についても広く国民の理解や合意を得られるように、国としても努力していくべきであるということ、やはり意見書の中で明確に明示をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

それから3点目ですけれども、この骨格提言の中でも一部触れられております、介護保険との統合の問題についての考え方ですが、私の考えとしてはこの骨格提言がまとめられるに当たって、介護保険との統合を前提としないということで、国と訴訟の中で合意をしたという前提のもとで議論が進んでおりますけれども、前提としないということはそれで結構だと思うんですけれども、しかし一方で広く今申し上げた観点の中で、国民、障害者当事者もまたそうでない方も含めて広く国民が負担をし、支えていくという趣旨からすれば、保険制度で支えていくということについては、私はそんなに違和感はない、介護保険にしる、医療保険にしる、保険制度の中で広く薄く負担をしながら、必要な方が給付を受ける、支援を受けるということは当然でありますので、

やはりそのような考え方を十分にこれも幅広く検討していく必要があるのではないかと、このように考えておりますので、意見書を上げるに際しては、今申し上げた3つの観点をぜひ意見書の中に盛り込んで東大和市議会として取り組んでいく必要があるのではないかとこのように感じております。

以上です。

○委員長（中村庄一郎君） ほかにございませんか。

○委員（尾崎利一君） まず改正障害者自立支援法にかかわってですけれども、先ほど御説明の中で24年4月からの施行の問題で相談支援の強化、サービス利用計画の作成ということが出されましたけれども、これは障害者総合福祉法の中で、障害者区分ではなくて、その個々の実情に合わせたサービス利用計画を策定するというようなことが出されていると思うんですけれども、そこのかかわりがあってこういう障害者自立支援法の中での改正がなされているということによろしいのでしょうか。

その点についてのみ御説明いただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） ただいまの24年4月改正の相談支援の強化と総合福祉法での関連ですけれども、総合福祉法の中では、この骨格提言の中では、やはり御本人の意思に基づいたサービス利用計画に基づいて、ページですと22ページから24ページあたりまでですけれども、御本人の意思に基づいたサービス利用計画に基づいて、次の24ページのところで国が支援ガイドラインを作成し、それに基づいて市町村のガイドラインを設けると、そのガイドラインとサービス利用計画との調整の中で、支給決定をしていくというようなことを想定されております。それに向けてサービス利用計画というものを法の中で明確に位置づけるという措置が今回の4月改正というふうになっております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今中間委員のほうから意見書の内容で、陳情者のほうからは3点出されているわけですが、これに加えて3点ということで意見書には載せる必要があるのではないかと御意見がありました。

それで私としては、まず財政問題についていいますと、中間委員も先ほどおっしゃいましたけれども、いただいた資料でいうと88ページのところで支出給付面と国民負担率等の負担面をあわせて総合的に検討を行うべきだということが言われ、それから90ページのところでは障害者施策への予算配分の強化については、国民の理解を得る取り組みが重要と考え、特に現行の障害者施策における質的充実にかかわる大幅な予算の拡充を求める場合は医療や年金、福祉等を含めた社会保障全般との関連の中での取り組みによって、漸進的に進めていく。まあ少しずつ進めるということですね、という記述があるんです。

ですから私はあえて財政問題をこの中から取り出して言及しなくてもこの中に含まれているとは思いますが、あえてそういうそれももう少し強調すべきだということであれば、3番のところの財源問題のところがありますので、この中でその趣旨を取り入れるということは可能なんではないかというふうに思っています。

それから最後に言われた介護保険との統合の問題については、かなりこの骨格提言で要求されている内容とは隔たりがあるのかなというふうにも思いますので、しかもその問題はあえて障害者総合福祉法にかかわる意見書として、そこに入れなくてはならないというふうにも考えられないのではないかとこのように私は思います。

それから障害者自立支援法の問題も今質疑しましたけれども、障害者自立支援法と総合福祉法を実際に施行するという関係では一定の、もちろん関係はあると思うんですけれども、その問題について具体的にどういう懸念があって、障害者自立支援法の施行の問題を意見書に加えなくてはならないとお考えなのか、ちょっとこの

点についてはちょっと疑問が残るので、私はあえてその問題をここに入れる必要はないと思うんですが、ちょっとそこら辺の御意見を伺いたいと思うんですけど。

○委員（中間建二君） 陳情そのものの判断ということであれば、あの当然単純な採択、不採択の判断でいいかと思うんですけども、この陳情者は意見書を上げてもらいたいということで、意見書を上げるということは議会の意思を明らかにするということでもありますので、そういった意味では、この東大和議会がこの障害者総合福祉法というものに対してどういうふうと考えていくのかということ、これ幅広く市民に対してお知らせするという趣旨でありますので、よりわかりやすく具体的なことを書くほうが望ましいだろうということが一つある中で、1つは財源問題のことを申し上げました。

今お尋ねの部分ですけども、この障害者総合福祉法という大きな理想、理念方向に向かって進めていきたいという強い御意見、御要望があるということも承知しておりますけれども、また一方でこれまでの自立支援法、また今回の改正自立支援法の定着をしっかりと図ってもらいたい。その中で着実にこのサービスの事業者のほうも、また受ける側もこの自立支援法の改正の取り組み、定着をしっかりと図ってもらいたいと、こういう関係者の御意見もあるというふうにも聞いております。

そういった意味では先ほど申し上げたように、この制度そのものが大きく毎年毎年というまではいきませんが、短期の中で変わっていく中で、本来的にそのサービスを受ける側とまたサービスを行う事業者とのその理解や合意を、やはりきちっと時間をかけてやっていくということが当然大前提になるであろうということの意見とともに、もう一つはやはり地方自治体、東大和市もこの実際の障害者施策の事業展開をする中心になるわけですから、当然その地方自治体の実務の状況、また要望や考え方等も十分にこの総合福祉法というものに対しては反映していくべきであろうという趣旨で意見として申し上げ、またそのことをやはり議会としても意見書の中に盛り込んでいく必要があるのではないかとということで御意見を申し上げたところであります。

以上です。

○委員（尾崎利一君） そうするとあの障害者自立支援法については、考え方として障害者が通常の日常生活を営むということに対する応益負担というのが原則になっているわけで、ここから移行するに当たってそのスムーズな移行が行われるような配慮ということの理解でいいんでしょうか。

○委員（中間建二君） たまたまきのう政府の担当者から直接現状の取り組みや考えを聞く機会がありましたので、そのことも踏まえて申し上げれば、私の理解は障害者総合福祉法というものを推進をしていくということに対しては、今の政府とそれから訴訟を起こした障害者団体との訴訟の経過の中で一つの方向性が示され、一定の合意のもとに方向に進んでいると。

ただそれがいわゆる国の意思として、全体の意思として、その総合福祉法というものがコンクリートされたわけでもないし、またそのきのうの内閣府の室長さんがおっしゃっている中では、果たしてこの骨格提言というものを今の政府が、どこまで酌み取ってくれるのかということに対しても、一番最後におっしゃってましたけれども、大変にそこは実際問題ふたをあけてみないとわからないというようなところがある中で、その障害者総合福祉法というそのものが、決して方向性なり理念は示されているけども、中身がコンクリートされたわけではないという中では、今のところ多様な意見があるといいますか、支援費から自立支援法になり、改正自立支援法という中で、中身が見直されてきた中で、そのその定着や理解、施策の拡充が十分に確認されていないまま、そのいわゆるゴールというか理念というか、そこに一足飛びに果たして行けるのかどうかということに対して懸念もあるし、またそこについては今の政府与党と当事者との間での議論はあるけれども、全体の

国政府全体の意思として、どこまで固まっているのかっていうことに対しては疑問というか、そういうものがあるという、そういう何ていうんですかね、決して障害者福祉法というものがコンクリートされていないという前提の中で、しかし当事者がここまで骨格提言をまとめたんだから、さまざまな議論乗り越えて、考え方、方向性を合意したんだから、それに対して取り入れてもらいたい、尊重してもらいたいと、その趣旨については私としては十分に尊重すべきであろうと、こういう立場だということです。

○委員長（中村庄一郎君） 議事運営上の都合で、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

---

午前10時50分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方いらっしゃいませんか。

ないようですか。

○委員（実川圭子君） 私は陳情については採択でもいいかと思ったんですが、先ほどの中間委員の御意見などもお聞きしまして、前回の審議などでも財政のことで幾つか審議があったと思いますので、財政のことについてはこの陳情の1、2、3の3番目のところに少し膨らませる形で何か意見書を出すときには少しこの議会としての意見を含めて出すのがいいのかなというふうに感じました。

それから1点なんですけれども、時期的な問題でこれはお伺いしたいんですけれども、この陳情は総合福祉法制定に向けてということで、国の動きとしては総合福祉法というのがもうここで議論されて、4月というか春には国会に提出されていくということなんだと思うんですけれども、この陳情が採択されるのが3月の議会ということになっていくと思いますので、その点については時期的な問題についてはどのように考えればいいのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず私どもはですね、明確に例えば国から東京都を通じて市のほうに、そういったスケジュール表的なものは明確には示されておりませんので、私どもが新聞記事やほかのですね、厚労省等いろんなところの外郭団体等が、出しているニュース等で得た情報というようなところといたしましてはですね、これから現在国のほうの、民主党のほうのですね、厚生労働部門の会議というものが、開催をされておまして、この1月24日に召集される通常国会で提出する予定法案というのが、こういう内容ですというようなことで報告がなされたというようなことでございます。

その中でですね、特に重要な法律としてこの自立支援法改正案というようなことで、名称としては出されているということでございまして、総合福祉法という名称としては、あえて使われずに現状では障害者自立支援法等の一部改正というようなことでの改正案として提出をされるというふうなことで聞き及んでおります。

今後その中で、これらの法案を審議する中でその内容に応じて、名称等を決定するというようなことで、この民主党の厚生労働部門の会議の中では言われているようでございます。

また今後といたしましては、そういういろいろな会議等を経まして2月の半ばぐらいに障害者制度の改革推進会議のこの総合福祉部会というような中で、政府原案が示されて、3月中旬には正式に政府からのですね、案というようなことで提案がされていくのではないかとというようなことの話も聞いております。

概要としては、以上でございます。

○委員（和地仁美君） 今回お時間をいただいて資料を読んで、今回の方針というか趣旨については非常に、ま

た理解を深めたところなんですけれども、方向性としては、世の中の的にも世界的にも、このような趣旨の方向に進んでいくということで、内容については採択かなと思って読み進めたんですが、やっぱりあの1点ですね、財源の問題が国に丸投げをするような形の意見書になってしまいますと、サービスを提供する本体である自治体としての意見としてはどうなのかなという部分がありますので、先ほどの中間委員の意見と同じ方向性になるかと思いますが、意見書を提出するという方向で、この趣旨は含んだ中で趣旨採択とし、この3番の財源のところについては、この議会であり、東大和市の意見というところをもう少し責任のあるものを踏まえたい形で意見書を提出する趣旨採択の方向でどうかと思っております。

○委員（関田正民君） 私はこの陳情に対しては趣旨採択で賛成といたします。

それであの意見書についてなんですが、議会としてね、意見書を出すわけですから、先に中間委員が言われたようにいろいろな方向があると思うんですよ。それを踏まえてね、私は正副委員長に一任をしたいと思いません。

○委員（東口正美君） やはりあの目指しているべきところは賛成をさせていただきたい、趣旨採択という形で、ただやはりこれを実現していくための税金でそれを行っていくという意味では、国民一人一人の覚悟というか認識とかいうこともすごく大事になっていくと思います。

ただ、あともう一つは障害のためのサービスということがいずれか今健常者であったとしても、いつ障害者になるかわからないわけでありまして、また年をとっていくということは、皆平等に行われていくということを考えますと、きのうエレベーターの話、100階建ての階段しかないエレベーターの話がありまして、そんな建物は世の中には存在しないけれども、実際2階建ての建物にはエレベーターがないと、でも障害者のためにはエレベーターが必要でって、ただ2階建ての障害者のためにつくったエレベーターも、いつかは年をとったときに自分が、それが役に立つときが来るというふうに思うと、やはりだれかのためではなくて、社会全体がレベルアップしていくという意味でもみんなが意識していくためには、やはりここの財源のところできっと一人一人が覚悟を決めるという形で意見書を作成していただければというふうに思います。

○委員（尾崎利一君） 私はこの陳情は賛成で採択すべきだというふうに考えますけれども、今皆さんから御意見でその意見書の内容について、もう少しこの陳情以外にもつけ加える必要があるのではないのかという御議論も承りました。

ここで動議を提出いたします。

本件につきましては、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されることを望みます。委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（中村庄一郎君） ただいま、尾崎利一委員から質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採択されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします

23第9号陳情（仮称）障害者総合福祉法制定に対する国への意見書提出を求める陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって本件を趣旨採択と決めます。

お諮りいたします。

ただいま趣旨採択と決しました本陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中村庄一郎君） これをもちまして平成24年第1回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 村 庄 一 郎